

民事再生手続に関するQ&A

手続一般

1	民事再生手続とはどのような手続か。	経済的に行き詰って苦しい状況にある債務者が、裁判所及び裁判所から選任された監督委員の監督の下で、事業を継続しながら、債権者との利害を調整し、事業の再建を図る手続です。
2	弁済禁止の保全処分決定とは何か。	一定の債務を弁済してはならない、という裁判所の命令です。 当会は、裁判所の命令により、申立て日以降開始決定がなされるまでの間、平成24年7月12日以前の原因に基づく債務の弁済を禁止されましたので、年金掛金返還債務をはじめとする債務をお返しすることができなくなりました。なお、平成24年7月13日以降に新たに発生する債務は、監督委員の承認を得た場合には共益債権としてお支払いいたします。
3	監督委員とはどういう立場なのか。何をするのか。	監督委員は裁判所が選任し、第三者の立場から当会の再生手続を監督します。当会の監督委員には、五十嵐啓二弁護士が選任されています。 当会は毎月監督委員に報告書を提出する必要があるため、また、当会が一定の重要な行為を行う場合に監督委員の同意を得る必要があります。
4	今後の手続の予定は。	債権届出期間、再生計画案の提出時期など今後の手続は、再生手続開始決定時に裁判所が定めます。 再生手続開始後は、債権者の皆様から債権届出書をご提出いただき、債権調査手続によって、再生債権の金額などを確定します。 その後、定められた期間内に再生計画案を提出し、債権者の皆様の賛否を問う投票が行われます。投票の結果、再生計画案が可決され、再生計画が認可されると、再生計画の定めにしたがって弁済等を行うこととなります。 今後、重要情報につきましては、随時当会のホームページに掲載する予定です。 現時点での再生手続の目安は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・再生手続開始申立て……平成24年7月13日 ・再生手続開始決定……申立てから1週間程度 ・債権届出期限……申立てから3か月程度 ・再生計画案の提出時期…未定 ・再生計画案の決議……未定 ・再生計画の認可決定……未定
5	なぜ破産ではなく、民事再生なのか。	当会は、酒税の保全に対する協力や組合員の共同の利益の増進のための事業を行う公益性の高い組織であり、会として事業を継続していく必要があると考えたからです。 破産してしまうと、当会は清算し事業を継続することもできません。 また、民事再生の場合、破産の場合よりも多くの配当をすることが求められていますので(清算価値保障原則)、債権者にとっても、破産ではなく、民事再生のほうがメリットがあるものと考えています。
6	今回、民事再生の申立てに至った原因は何か。	当会はこれまで、年金事業の投資先に対する投資金の返還訴訟、金融機関に対する不法行為に基づく損害賠償訴訟等を提起していましたが、投資金の大部分の回収は奏功せず、また、先日、金融機関に対する訴訟の敗訴が確定したことにより、年金加入者に約束していた年金掛金の返還が困難であることが確定的となりました。そして、それに加えて、一部の債権者から当会に訴訟が提起され、当会が敗訴した結果、現預金・不動産信託受益権・賦課金までも強制執行を受け、今後の運営が困難になるまでに至ったためです。
7	負債総額とその内訳は。	債権調査を経ていませんが、現時点での認識によれば、 <ul style="list-style-type: none"> ・負債総額約150億円 ・内訳は、年金掛金返還債務約140億円、借入金約10億円です。
8	債権者数は。	約1万5000人であり、ほとんどが年金加入者です。
9	従前の理事の責任追及はしないのか。	一部の旧理事については既に責任追及をしてきましたが、今後、再生手続を進めていくなかで、改めて旧理事の責任の有無についても調査していくこととなります。
10	中央会の事業は継続するのか。	民事再生手続は、事業を継続しながら事業再建を図る手続であり、当会の事業は再生手続中も継続します。

民事再生手続に関するQ&A

11	債権者説明会を開く予定はあるのか。	債権者説明会は、東京・大阪で以下のとおり開催する予定です。 詳しくは、当会ホームページ掲載の「債権者説明会のお知らせ(債権者説明会のご案内)」をご覧ください。 【東京会場】 日時:H24.7.19(木)PM1時~2時半頃まで(開場12時半) 場所:日比谷公会堂(東京都千代田区日比谷公園1-3) 【大阪会場】 日時:H24.7.20(金)AM10時~11時半頃まで(開場9時半) 場所:エル・シアター(エルおおさか本館2階) 大阪府大阪府中央区北浜東3-14
12	債権者説明会には誰でも出席できるのか。	当会の債権者に限り、ご出席いただけます。 なお、説明会当日は当会からお届けするハガキをご持参下さい。
13	東京・大阪以外での債権者説明会の予定はあるのか。	現在のところ、東京・大阪以外で債権者説明会を開催する予定はございません。 当会の再生手続に関する情報は、ホームページ上で随時提供して参りますので、ご出席頂けなかった債権者様はそちらをご覧ください。
14	説明会に出席しないと不利益があるのか。	債権者説明会は、当会が任意に開催するものであり、欠席することにより、再生手続上不利益を被ることはありませんので、ご安心ください。
15	債権者説明会では何を説明してもらえるのか。	申立てに至った経緯、今後の民事再生手続の流れ、年金掛金の処遇等についてご説明させていただく予定です。
16	今般の事態について何の連絡も来ていないが、どうすればよいか。	再生室(06-6341-2912)までご連絡下さい。
17	酒販組合や連合会、全国酒販協同組合連合会、全国酒販生活協同組合への影響は。	今回の再生手続は中央会についてのものであり、法人格が別である連合会や酒販組合等については無関係です。
18	開始決定が出た場合には知らせてもらえるのか。	開始決定がなされた場合には、裁判所から開始決定のご通知と債権届出書が発送されます。また、当会のホームページ(末尾記載)にも開始決定等重要な情報を随時掲載させていただきますので、ご覧下さい

民事再生手続に関するQ&A

年金債権者様向け

<p>1 返済されることになっている年金掛金の残額はどうか。</p>	<p>年金掛金の返還請求権は、民事再生法上、再生債権となりますので、後日再生債権としての届出をしていただき、再生計画で定められた弁済計画に基づきお支払いさせていただくこととなります。</p> <p>なお、再生債権としての届出がない場合でも、返還を予定していた掛金の残額については自認債権として認めます。</p> <p>自認債権として認められた場合、認可確定した再生計画に基づく弁済を受けられますが、再生計画案に対する議決権(投票)が認められない等一定の不利益が生じます。</p> <p>※ なお、年金掛金の返還請求権は、法的には「年金契約に基づく年金資産分配請求権」と表現するのが正確と考えられますが、本QAでは分かりやすさを優先してあえて「年金掛金の返還請求権」と表現しています(以下のQAも同様です)。</p>
<p>2 再生債権の届出書はいつ届くのか。</p>	<p>再生手続開始の決定が出た後に、個別に裁判所名義で送られます。債権届出書には、当会が認識している債権者の住所・連絡先・氏名・債権額をあらかじめ記入しておりますので、内容をご確認いただき内容に誤りがなければ、同封の返信用封筒にてご返信いただくこととなります。</p>
<p>3 これまでに積み立てた年金掛金は全額、返済してもらえるのか。</p>	<p>当会は、裁判所より発令された弁済禁止の保全処分命令によって、年金掛金の返済が禁止されています。また、再生手続開始後、年金掛金の返還請求権は再生債権として扱われ、原則として再生計画に従って弁済されることとなります。</p> <p>再生債権者の皆様に対しては、今後、当会が提出する再生計画案において、弁済の時期および金額(弁済率)などをご提示することとなりますが、その内容は現段階では全く未定です。</p>
<p>4 再生計画により再生債権の何%くらい支払われるのか。</p>	<p>現時点では未定です。何%をお返しできるかは、今後、当会が策定する再生計画案の中で定められることとなります。</p> <p>再生計画案の提出時期は、開始決定時に正式に決まります。</p>
<p>5 年金契約を複数口、締結している。再生手続上、どのように取り扱われるのか。</p>	<p>名寄せをし、1通の届出書で複数の年金契約に基づく債権の届出をしていただく予定です。</p> <p>再生計画に基づく弁済も、契約ごとではなく、名寄せ後の債権額を基準に弁済方法が規定されることになる見込みです。</p>
<p>6 現在、中央会に対して、年金の返還を求める訴訟を提起しているが、この訴訟はどうか。</p>	<p>年金掛金の返還請求権は再生債権となりますので、現在継続している訴訟は再生手続が開始すると中断することになり、再生債権としての届出をしていただくこととなります。</p>
<p>7 現在、中央会に対して、強制執行(差押え等)を行っているが、今後、どうか。</p>	<p>裁判所から、当会の財産に対する再生債権に基づく強制執行等を包括的に禁止する旨の決定が出ていますので、既になされた再生債権に基づく強制執行は中止します。また、当会の財産に対して新たに再生債権に基づく強制執行を行うこともできません。</p> <p>また、再生手続が開始すると、当会の資産に対する差押え等の強制執行の手続は中止されることになり、当会の資産から再生債権の回収を図ることができなくなります。</p>
<p>8 判決や和解により確定している金額は全額支払ってもらえるのか。</p>	<p>判決により確定している返還額につきましても、他の年金掛金の返還請求権と同様、裁判所より発令された弁済禁止の保全処分命令によりお支払いすることはできません。</p>